

志學館大学学生支援室規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学生支援センター規程第3条第3項の規定に基づき、志學館大学学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 支援室は、学内外の関係機関と連携し、何らかの専門的支援を必要とする学生（以下「要支援学生」という。）の円滑な修学及び学生生活上の相談に応じ、要支援学生が大学生活において直面する修学上の諸問題の解決及び精神的健康の維持・増進を図り、豊かで快適な学生生活の支援に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、要支援学生とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障がい、精神障がい、発達障がい及びその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、支援の必要性が認められた者
- (2) 1号に掲げる者のほか、心理支援が必要と認められた者

(業 務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい等のある入学者との事前相談に関すること。
- (2) 要支援学生及びその保護者等との相談に関すること。
- (3) 要支援学生の支援方針及び支援計画の策定に関すること。
- (4) 要支援学生のための教育方法等の提案及び調整に関すること。
- (5) 学生の支援に係る教職員・学生に対する啓発に関すること。
- (6) 要支援学生を支援する学生の養成及び活動に関すること。
- (7) 要支援学生のカウンセリング及び教職員に対するコンサルテーションに関すること。
- (8) 要支援学生の支援に関わる関連機関との連携及び調整に関すること。
- (9) 要支援学生の支援及び学生相談に関する調査・研究に関すること。
- (10) 支援室に係る情報公開及び広報に関すること。
- (11) その他、支援室の目的を達成するために必要な諸活動

(支援室員)

第5条 支援室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 支援室長
- (2) 専任教員
- (3) カウンセラー
- (4) 兼担学生相談員
- (5) 事務職員

2 学長は、前項に定める支援室員以外の専門的知識を持った者に支援室の業務の一部を委嘱することができる。

3 兼担学生相談員及び前項に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(支援室長)

第6条 支援室長は、専任教員をもって充てる。

2 支援室長は支援室の業務を掌理する。

(専任教員)

第7条 専任教員は、支援室の業務を処理する。

(カウンセラー)

第8条 カウンセラーは、支援室の相談業務等に従事する。

(兼任学生相談員)

第9条 兼任学生相談員は、学生支援センター委員の中から選出された2名を充て、センター専任教員及びカウンセラー不在時等の相談業務に従事する。

(支援室会議)

第10条 支援室の運営に関する具体的事項を審議し、支援室の業務を円滑に推進するため、支援室会議を置く。

2 支援室会議は、兼任学生相談員を除く支援室員で構成し、支援室長が議長となる。

3 支援室長が認めたときは、前項に定める者を支援室会議に出席させ意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第11条 支援室の業務に携わる者は、個人の秘密保持について特に留意し、職務上必要な場合を除いて、本人の合意のない限り知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に関わらず、障がい学生等から支援要請があった場合の合理的配慮の提供等に関する事項は、本人の合意があったものとして取り扱うものとする。また、学生や関係者に明白な危険が予見される場合は、プライバシーに配慮した上で、対処するものとする。

(事務)

第12条 支援室の事務は、支援室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、センター長が別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 志學館大学学生相談室規程(平成11年6月30日施行)及び志學館大学修学支援室規程(平成28年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年3月14日から施行する。